議案1

1 基本計画書の内容(提出年月日:令和3年4月8日、根拠規定:条例第3条第1項)

名 称 (新築等の区分)	(仮称) ハローズ小野店				
所在地	小野市王子町字宮山 806 番1 ほか				
事業者	株式会社ハローズ				
施設の用途	物品販売業を営む店舗(食料品、日用雑貨等及び未定2者)、 併設非物販施設(未定2者)				
着工時期、開店時期	令和3年8月頃、令和4年4月頃				
施設面積 (広域土地利用プログラム対象面積)	5, 172 m²				
物品販売業を営む店舗の面積	3, 520 m²				
飲食店、映画館等面積	0 m²				
延べ面積、敷地面積	5, 172 m² 、13, 485 m²				
用途地域等	第二種住居地域				
野市相の加索ム粉	166 台 (全体台数 168 台)≧ 必要台数 166 台				
駐車場の収容台数	夜間駐車場の利用制限 - 制限後台数 -				
営業時間	24 時間				

2 重要事項

(1) まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「準広域商業ゾーン」の地域で、床面積の上限 20,000 ㎡に対して、計画施設の床面積はこれを下回る5,172 ㎡である。
- 市都市計画マスタープランでは、「商業業務等ゾーン」に位置付けられおり、商業施設を 整備する。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断 適

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 166 台に対し、来客用駐車台数を 166 台確保する。 〔指針式〕

3.520 千㎡×994 人/千㎡・日×ピーク率 14.4%×分担率 80%÷平均乗車人員 2.0 人/台 ×平均駐車時間係数 0.823 ≒166 台/h

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- 〇 ピーク1時間当たりの来店自動車台数 〔指針式〕
- 商圏(店舗を中心に半径 2.0km)を 7 方面に分け、各方面別の世帯数比で 202 台/h を各地域からの経路に配分する。

エリア	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
1	795	9.8	各 20
2	328	4.0	各 8
3	491	6. 1	各 12
4	5, 505	67.7	各 137
5	759	9.3	各 19
6	181	2. 2	各 4
7	73	0.9	各 2
計	8, 132	100.00	各 202

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 〇 現況交通量調査 [地点 $1 \sim$ 地点 3: 令和 2 年 12 月 6 日 (日)、16 日 (水)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 202 台 / h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段:交差点需要率、下段:車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現	況	予	測	下線部は
神 鱼地点	平日	休日	平日	休日	経路上の車線
地点1交差点	0. 283	0. 249	0. 295	0. 261	
(大池総合公園西)	0.30	0. 25	0. 31	0. 26	北流入左直右
平:17時台 休:16時台	0. 27 0. 30 0. 35	0. 22 0. 27 0. 37	0. 29 0. 30 0. 38	0. 24 0. 27 0. 40	南流入左直右 西流入左直右 東流入左直右

調査地点	現	況	予	測	下線部は
神紅地 点	平日	休日	平日	休日	経路上の車線
地点2交差点	0.355	0. 255	0.508	0.414	
(大池総合公園南)	0.37	0.32	0.40	0.35	北流入左直右
平:17 時台	0. 51	0.39	0. 67	0. 57	南流入左直右
休:16 時台	0. 16 0. 23	0. 12 0. 16	0. 43 0. 23	0. 36 0. 16	西流入左直右 東流入左直右
	0. 294	0.316	0.331	0.354	
地点3交差点	0.43	0.56	0.47	0.60	北流入左直右
(-)	0. 29	0.38	0.33	0.42	南流入左直右
	0.28	0.28	0. 29	0. 28	北西流入左直
平:17 時台	0.04	0.05	0.04	0.05	北西流入右折
休:16 時台	0.34	0.21	0.34	0.21	南東流入左直
	0.18	0.20	0. 18	0.20	南東流入右折
	0. 29	0.34	0.46	0.49	<u>東流入右左折</u>

ウ 出入口における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査 [地点2~地点3:令和2年12月6日(日)、16日(水)] に、上記で 算出した発生台数各 202 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法 (OECD報告書) により評価。
- 出入口①・②における来退店車両の右折に係る遅れの指標は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路: 市道 5003 号線・5004 号線、従道路: 出入口(1)・②)

	出入	_	市道 5003 号線			
開店後	→市道 50	004 号線	→出入口②			
用泊饭	平日	休日	平日	休日		
	(12 時台)	(11 時台)	(16 時台)	(12 時台)		
交通容量	542	592	1, 120	1, 100		
実交通量	159	159	43	43		
余裕交通容量	383	433	1,077	1, 057		
遅れの指標	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない		

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断 適

当該大規模集客施設の敷地からおおむね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路 以外の公共施設に対する影響

○ 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

(4) 景観形成に関する事項

県の判断 適

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画(市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等)の有無

○ 兵庫県「景観の形成等に関する条例」、兵庫県「屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観 との調和に努めた計画とする。 ○ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地の緑化を行う。 <必要緑化面積>

ハローズ棟 : 敷地: 7, 182. 82 m² × (100%—建蔽率 60%) × 50% = 1, 436. 57 m² 未定物販①棟: 敷地: 2, 818. 31 m² × (100%—建蔽率 60%) × 50% = 563. 67 m² 未定物販②棟: 敷地: 2, 785. 07 m² × (100%—建蔽率 60%) × 50% = 577. 02 m²

(※) 未定非物販②棟敷地は対象外。

<計画緑化面積>

ハローズ棟 : 敷地 1,400 ㎡ + 壁面 350 ㎡ = 1,750 ㎡ > 1,436.57 ㎡ 未定物販①棟: 敷地 290 ㎡ + 壁面 280 ㎡ = 570 ㎡ > 563.67 ㎡ 未定物販②棟: 敷地 400 ㎡ + 壁面 180 ㎡ = 580 ㎡ > 577.02 ㎡

意見内容	事業者の対応	知事の 判 断
【小野市】 <都市計画の観点からの意見> 小野市都市計画マスタープランでは、計 画地における土地利用計画を「商業業務等 ゾーン」と位置付けており、本計画はこの 方針に合致するため、支障なし。		—
< その他計画等に対する意見> 小野市消防本部と隣接しており、買い物 客の車で緊急車両の出入口付近の混雑が見 込まれる。 このため、緊急車両の出入口に面する道 路(市道5004号線)上に「緊急車出入口」 と標示することに対する協議を、道路管理 者と行われたい。	小野市消防課との協議により、開業 までに、道路面に『緊急車出入口』と 標示することになりました。ただし、 標示の位置や文言などの詳細について は、消防課、警察、道路管理者が話し 合って決めるとの事です。	事業者の対応は妥当と判断する。
【兵庫県警交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置について 出入口を明示する案内誘導看板を設置 するとともに、設置箇所については、事 前に小野警察署長と調整されたい。 2 来退店経路について チラシ・ホームページ等の各種媒体を 活用して、来退店経路を周知するように 広報を徹底されたい。	・出入口を明示する案内誘導看板を場内に設置します。また、案内誘導看板を設置する際には、事前に小野警察署長と調整します。・来退店経路については、オープン時のチラシ掲載等によってお客さまに周知徹底します。	同上
3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について (1) 開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保するとともに、周辺交通の状況によっては必要に応じて交通誘導員を適宜配置されたい。	・開店から当分の間及び繁忙時等には、 出入口に交通誘導員を配置し、交通 の円滑と安全確保に努め、周辺交通 の状況によっては必要に応じて交通 誘導員を適宜配置します。	

- (2) 営業時間中における荷さばき施設② の利用については、交通誘導員を配 置して車両誘導を実施されたい。
- (3) 出入口①については通学路に面していることから、学童保護に配意されたい。
- ・営業時間中に搬入する際には、荷さばき施設②に交通誘導員等を配置 し、車両誘導を実施します。

事業者の 対応は妥 当と判断 する。

・出入口には、一旦停止や左右安全確認を呼びかける看板を設置し、学童を含む歩行者への安全対策に努めます。また、「通学路注意」の看板を設置し、学童保護に努めることで、教育委員会や小学校と協議済みです。

同上

【総合治水課】

- ・総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る 義務があるので、加東土木事務所と事前に協議されたい。
- ・総合治水条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。
- ・総合治水条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。

- ・総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害 を発生させる可能性が高まる開発行 為を行う場合は、加東土木事務所と 事前に協議し、手続きします。
- ・総合治水条例第 21 条第 1 項の対象施 設となりますが、努力目標のため、 本施設では、雨水貯留施設を設置す る予定はありません。しかし、外周 には雨水を浸透させる緑地を設置 し、地下に浸透させる配慮を行いま す。
- ・総合治水条例第 21 条第 2 項の対象施設となりますが、努力目標のため、本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。

【都市政策課】

- ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者 の責務に基づき、地域と一体となったま ちづくりを進める観点から、今後とも地 元と十分に話し合った上で事業を展開さ れたい。
- ・地元自治会には、事前に説明済みです。また、開業後において、問題が発生した際には、解決に向け誠意をもって対応します。

同上

・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、 福祉のまちづくり条例に基づくチェック &アドバイス制度を活用されたい。延床 面積 10,000 ㎡未満の物販店舗の場合は、 施設の完成後に点検表(添付ファイル内 「資料3」P5~7)に基づいてより簡易に 点検を行う「点検表型」のチェック&ア ドバイスを活用できるため、ぜひご検討 いただきたい。

また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。

(詳細は添付ファイルのとおり。制度活用をご検討いただける場合は、都市政策 班福祉のまちづくり担当までご一報くだ さい。)

・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000 ㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。

また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 ㎡以上の場合、同緑化基準に従い、 建築物等緑化計画届を作成し、建築確認 申請前に提出されたい。 ・福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度について、活用を検討します。完成後、弊社にて点検表とのチェックを行い、基準を満たしていれば、ひょうご県民ユニバーサル認定制度の認定についても検討します。

事業者の 対応は妥 当と判断 する。

・環境の保全と創造に関する条例の緑 化基準に従い計画します。なお、建 築物等緑化計画届出については、建 築確認申請前に手続きします。

【景観形成室】

- ・本事業計画には、兵庫県景観の形成等に 関する条例、兵庫県屋外広告物条例が適 用される。各法令に基づく基準等を遵守 するとともに、申請等必要な手続を適切 に行われたい。
- ・ 4.8YR7.7/4.4 、 5.6YR6.7/7.8 、 9.3R3.7/9.0、3.5BG5.4/3.5 の彩度について、外壁(屋外広告物箇所を除く)に当色彩を使用する場合は、各面見付面積(屋外広告物箇所及びガラス箇所等を除く。)の20分の1以下の範囲におさめることが必要であるため、注意されたい。
- ・兵庫県景観の形成等に関する条例、 兵庫県屋外広告物条例を遵守しま す。なお、申請手続きは適切に行い ます。
- 4.8YR7.7/4.4 、 5.6YR6.7/7.8 、
 9.3R3.7/9.0、3.5BG5.4/3.5 の彩度の使用については、各面見付面積の20分の1以下の範囲におさめます。

【建築指導課】

・都市計画法第29条第1項に基づく開発許可等の要否について、北播磨県民局加東 土木事務所まちづくり建築課と協議・調 整の上、必要な場合は所要の手続を行わ れたい。 ・都市計画法第29条第1項に基づく開発許可等の要否について、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課と事前協議中です。

同上

同上

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

知事の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき施設②において荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、地元小学校との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 基本計画書の内容(提出年月日:令和3年4月7日、根拠規定:条例第3条第1項)

名 称 (新築等の区分)	(仮称)ドラッグコスモス相生大島店				
所在地	相生市大島町 938-43 ほか				
事業者	株式会社コスモス薬品				
施設の用途	物品販売業を営む店舗(医薬品など)				
着工時期、開店時期	令和3年6月頃、令和4年2月頃				
施設面積 (広域土地利用プログラム対象面積)	1, 869 m²				
物品販売業を営む店舗の面積	1, 370 m²				
飲食店、映画館等面積	0 m²				
延べ面積、敷地面積	1,869 m² 、4,164 m²				
用途地域等	近隣商業地域、工業地域、第一種住居地域				
駐車場の収容台数	52 台 (全体台数 53 台)≧ 必要台数 52 台				
紅半物の松台口数	夜間駐車場の利用制限 - 制限後台数 -				
営業時間	午前9時から午後9時45分まで				

2 重要事項

(1) まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 市都市計画マスタープランでは、「住商調和地区」に位置付けられている。商業・業務・サービス施設等の立地誘導などによる、にぎわいの中にも秩序ある沿道市街地の形成が求められている。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断 適

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 52 台に対し、来客用駐車台数を 52 台確保する。 [指針式]

1.370 千㎡×1,059 人/千㎡・日×ピーク率 14.4%×分担率 80%÷平均乗車人員 2.0 人/台 ×平均駐車時間係数 0.626 ≒52 台/h

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- 〇 ピーク1時間当たりの来店自動車台数 〔指針式〕
 - 1. 370 千㎡×1, 059 人/千㎡・日×ピーク率 14. 4%×分担率 80%÷平均乗車人員 2. 0 人/台 ≒84 台/h
- 商圏 (店舗を中心に半径 2.0km) を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 84 台/h を各地域からの経路に配分する。

エリア	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
1	5, 501	67. 6	各 57
2	312	3.8	各 3
3	842	10. 4	各 9
4	1, 131	13.9	各 12
5	350	4.3	各3
計	8, 136	100.00	各 84

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔地点1~地点2:令和2年12月20日(日)、21日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各84台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段:交差点需要率、下段:車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

	1,112 1 1 1 2 1 1 2 2 1				
調査地点	現況		予 測		下線部は
姠 14.地点	平日	休日	平日	休日	経路上の車線
	0.359	0.306	0.389	0.334	
地点1交差点	0.47	0.42	0. 52	0.47	北流入左直
(中央通)	0.03	0.03	0.03	0.03	北流入右折
平:11 時台	0.39	0.36	0.44	0.41	南流入左直
休:14 時台	0.01	0.00	0.02	0.01	南流入右折
7/14 时日	0. 20	0. 17	0. 21	0. 18	東流入左直
	0.26	0.19	0. 26	0.19	東流入右折

調査地点	現況		予 測		下線部は
响 鱼地点	平日	休日	平日	休日	経路上の車線
	0.441	0.387	0.456	0.402	
地点2交差点	0.08	0.13	0.09	0.14	北流入左折
(ポート公園前)	0.58	0.47	0.60	0.49	<u>北流入右折</u>
五 4月時人	0.39	0.39	0.41	0.41	西流入左折
平:17 時台	0.23	0.20	0.23	0.20	西流入直進
休:11 時台	0.20	0.21	0.20	0.21	東流入直進
	0.10	0.12	0.11	0.13	東流入右折

ウ 無信号交差点における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔地点3:令和2年12月20日(日)、21日(月)〕に、上記で算出した発生台数84台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。
- 無信号交差点における来退店車両の右折に係る遅れの指標は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路: 県道 64 号相生停車場線、従道路: 私道)

(工造品:宋色 04 万伯工厅丰物脉、促造品:似色/					
	県道 6	4 号線	私道		
開店後	→禿	ム道	→県道 64 号線		
用卢俊	平日	休日	平日	休日	
	(11 時台)	(14 時台)	(11 時台)	(14 時台)	
交通容量	770	770	171	173	
実交通量	61	62	32	30	
余裕交通容量	709	708	139	143	
遅れの指標	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない	

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断 適

当該大規模集客施設の敷地からおおむね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路 以外の公共施設に対する影響

○ 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

(4) 景観形成に関する事項

県の判断	適
	-

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画(市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等)の有無

- 兵庫県「景観の形成等に関する条例」、兵庫県「屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観 との調和に努めた計画とする。
- 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地の緑化を行う。
 - <必要緑化面積>
 - ・敷地:4,164 m² × (100%-建蔽率 60%) × 50% = 833 m²
 - <計画緑化面積>
 - 426 m²(敷地緑化)+ 413 m²(壁面緑化)=839 m² > 833 m²

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の 判 断
【相生市】 <都市計画の観点からの意見> 第2次相生市都市計画マスタープランでは、当該施設の立地が住商調和地区のため、 支障なし。	_	_
<その他計画等に対する意見> ・意見なし。	_	_
【兵庫県警交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置について出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に相生警察署長と調整されたい。 2 来退店経路についてチラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。特に、県道に面する出入口①の左折出入庫の周知徹底に配意されたい。	・出入口を明示する案内誘導看板を場内に設置します。また、案内誘導看板を設置する際には、事前に相生警察署長と調整します。 ・来退店経路については、オープン時のチラシ掲載等によってお客さまに周知します。また、出入口①については、右折出入庫禁止の看板設置や左折出入庫の路面標示、繁忙時の交通誘導員の設置により、左折出入庫の周知徹底に努めます。	事業者の対と判断する。
3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について (1) 開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口①及び地点3交差点に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保されたい。 特に、県道に面する出入口①の左折出入庫誘導を徹底されたい。 (2) 周辺交通の状況によっては、駐車場の出入りの交通と、周辺道路の通過交通が錯綜するおそれがあることから、必要に応じて交通誘導員を適宜配置されたい。	・開店から当分の間及び繁忙時等には、 出入口①や地点3付近に交通誘導員 を配置し、交通の円滑と安全確保に 努め、出入口①の左折出入庫を周知 徹底します。 ・周辺交通の状況によっては必要に応 じて交通誘導員を適宜配置します。	
【河川整備課】 ・本件計画箇所は河川区域外であるため、河川法の手続きは不要。 なお、店舗建設等の工事施工にあたり、河川法の申請が必要となる場合には、別途、光都土木事務所と協議のうえ申請されたい。	・店舗建設等の工事施工にあたり、河 川法の申請が必要となる場合には、 別途、光都土木事務所と協議し、申 請します。	同上

【総合治水課】

- ・総合治水条例第10条により、浸水による 被害を発生させる可能性が高まる開発行 為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、 雨水の流出を抑制する調整池の設置に努 められたい。
- ・総合治水条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。
- ・総合治水条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。
- ・今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第44条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。

・雨水の流出を抑制する対策として、 敷地内にはグラスパーキングを設置 し、機能の維持管理に努めます。

- ・総合治水条例第21条第1項の対象施設となりますが、努力目標のため、本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。
- ・総合治水条例第21条第2項の対象施設となりますが、努力目標のため、本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。
- ・電気設備等は、地盤よりも高くし、 浸水による被害を軽減する耐水機能 の維持に努めます。

【都市政策課】

- ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者 の責務に基づき、地域と一体となったま ちづくりを進める観点から、今後とも地 元と十分に話し合った上で事業を展開さ れたい。
- ・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、 福祉のまちづくり条例に基づくチェック &アドバイス制度を活用されたい。 延床面積 10,000 ㎡未満の物販店舗の場 合は、施設の完成後に点検表に基づいて より簡易に点検を行う「点検表型」のチェック&アドバイスを活用できるため、 ぜひ検討されたい。

また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。

- ・地元自治会には、事前に説明済みです。また、開業後において、問題が発生した際には、解決に向け誠意をもって対応します。
- ・福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度について、活用を検討します。完成後、弊社にて点検表とのチェックを行い、基準を満たしていれば、ひょうご県民ユニバーサル認定制度の認定についても検討します。

事業者の 対応は妥 当と判断 する。

同上

・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000 ㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。	・環境の保全と創造に関する条例の緑 化基準に従い計画します。なお、建 築物等緑化計画届出については、建 築確認申請前に手続きします。	事業者の対応は妥当と判断する。
【景観形成室】 ・本事業計画には、兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。	・兵庫県景観の形成等に関する条例、 兵庫県屋外広告物条例を遵守しま す。なお、申請手続きは適切に行い ます。	同上
【建築指導課】 ・都市計画法第29条第1項に基づく開発許可等の要否について、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課と協議・調整の上、必要な場合は所要の手続を行われたい。	・都市計画法第29条第1項に基づく開発許可の対象になるため、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課と協議中です。必要な手続を行います。	同上

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

有しない。
 有しない。 次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。特に、出入口①における左折の出入庫については、徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口や地点3交差点に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の
上、必要な対策を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。